

眞知子農園

1. 団体概要

- ・無農薬有機農法による野菜・果物の栽培等を行う NPO 法人による子供食堂。
- ・開催日時；不定期
- ・開催場所；眞知子農園（島根県安来市）
- ・参加者が一緒になって農作業を行い、収穫した食材をみんなで料理し、一緒に食べる「畑食堂」を開催。
- ・引きこもり等で就労の難しい若者の支援、不登校児童・生徒の受入れも積極的に実施。

2. 取組のきっかけ

- ・代表の西村氏は、有機栽培での農業や田舎ツーリズム、農業体験の場の提供等の活動を長年行っていました。活動を行う中で、西村氏は、地域には人との関わり合いを持ちづらく、支援を必要としている子供や大人がいることに気づきました。
- ・そうした人たちを受入れ、様々な人が互いの得意分野を生かし、自分にできる力を出し合って協力してつながる場を作りたいと考え、農業体験や調理体験、共食の場といった、居場所づくりに関わる取組を行うようになりました。
- ・平成 24 年に任意団体を立上げて活動していましたが、持続的な活動のための財源確保のため、平成 27 年度に行政の委託事業を受けやすい NPO 法人格を取得しました。

3. 食育の取組

①食の循環や環境を意識した食育の推進

- ・「畑食堂」は、農作業と収穫した食材を使った調理体験、作った料理を皆で食べる共食を組み合わせたプログラムです。日によって変わりますが、おおむね午前中に眞知子農園が保有している農地（約 0.8ha）で農作業を行います。近くの小学校や養護学校の生徒、不登校の子供や引きこもりの若者、農業を学ぶ大学生、デイサービスの高齢者、地域のボランティアなど様々な方が、みんなで一緒になって農作業を行うことから始まります。一人一人に役割が与えられ、苗を植えたり、草むしりをしたり、野菜を収穫したり、収穫した大豆や落花生の選別をしたり、子供も若者も高齢者も一緒に農作業で汗を流します。農作業をしたあとは、畑で収穫した野菜をふんだんに使ってみんなで調理をし、調理した昼食を参加者全員で一緒にいただきます。対象を子供や親子のみに限定せず、子供からお年寄りまで誰でも気軽に参加できます。
- ・調理や共食の場は、代表の西村氏が、知人が亡くなる際に譲り受けた古民家を活用しており、昔ながらの田舎の暮らしが体験できることも特徴です。

②多様な暮らしに対応した食育の推進

- ・安来市の教育支援センターや福祉課からの依頼により、不登校の子供や引きこもりの若者を受入れ、農業等を体験してもらっています。ボランティアスタッフや地域の人々との交流も意識した支援を行って

います。⇒ 詳細は「◎安来市役所・教育支援センターと連携した、支援が必要な児童・生徒の受入れ」参照

- ・一般の方向けにも、宿泊や調理体験、食事、農業体験等を組み合わせた田舎暮らし体験を有料で提供しています。
- ・近隣の通所介護事業所が、昼食の場として「畑食堂」を利用しており、様々な年代の方が食事をする場となっています。

4. 地域との連携等による課題解決

(1) 来てほしい人や家庭の参加（主要課題①）

- ・安来市の福祉課や教育支援センターからの依頼により、不登校の児童・生徒や、引きこもりの若者に農業体験や調理体験ができる場を提供しています。⇒ 詳細は「◎安来市役所・教育支援センターと連携した、支援が必要な児童・生徒の受入れ」参照

(2) 資金の確保（主要課題②）

- ・平成 25 年にふるさと島根定住財団から地域づくり応援助成金（経済振興型）に採択され、活動立上げの資金提供を受けました。
- ・安来市より「生活困窮者学習支援事業」の委託を受けています

(3) スタッフの負担、スタッフの確保（主要課題③）

- ・「畑食堂」等の事業を行うなかで、その基本となる農業を担う人材不足は常に課題です。そこで、公益財団法人ふるさと島根定住財団の UI ターンしまね産業体験事業等を活用して、平成 30 年 4 月より、埼玉県からの I ターン希望者 1 名、5 月からは、県内在住者 1 名を受け入れることとなりました。

5. 真知子農園が必要としている支援

- ・持続的な運営のため、人材確保が引き続き課題となっています。ホームページ等を通じて寄付金を募集しているほか、古民家への宿泊体験、農業体験、調理体験等の体験プランによる収益、農園で収穫した農産物の加工・販売を通じて得た収益を運営費に当てていますが、十分な人件費が確保できていない状況です。そのため、運営者の持ち出しや、ボランティア頼りの部分があります。

◎ 安来市役所・教育支援センターと連携した、支援が必要な児童・生徒の受入れ

1. 連携のきっかけ

- ・安来市教育支援センターでは、センターに通所している不登校の児童・生徒が、スタッフ以外の大人とも関わりを持つ機会の必要性を感じて、外部の団体との連携を進めていました。
- ・安来市教育支援センターのセンター長が、眞知子農園の西村氏の活動を知ったことをきっかけに、農業体験を通じたコミュニケーションの場として、平成 27 年から眞知子農園との連携を始めました。

2. 連携内容

■ 教育支援センター通所生の受入れ

- ・教育支援センターに通所する不登校の児童・生徒等のうち希望者が、眞知子農園での活動に参加しています。農作業や収穫した野菜等を使った調理体験、作った食事を共に食べる食事会を通じて、児童・生徒たちと農園スタッフとがコミュニケーションをとっています。具体的な活動の内容は、一人ひとりの児童・生徒の状況に合わせて、教育支援センターや眞知子農園が支援の方針を考え、それに沿って決められます。
- ・当初は、通所生全員が月 1 回、眞知子農園等での活動に参加するようにしていました。しかし、本人の向き・不向きや希望に沿った支援が必要と考え、受入れ側の体制も勘案しつつ、活動への参加を希望する児童・生徒が週 1～2 回程度参加する現在の形になりました。

■ 眞知子農園での活動の効果

- ・不登校の児童・生徒の中には、人との関わり合いがうまく持てない子がいます。そういった子供が、眞知子農園等での活動で体を動かし、大人から褒められたり認められたりする経験を重ねることで、自己肯定感が育っていきます。
- ・自己肯定感が高まった結果、受入れ先やセンターのスタッフだけでなく、他の児童・生徒とも上手くコミュニケーションがとれるようになった子供もいます。

■ 活動継続のための工夫

- ・教育支援センターでは、眞知子農園の活動がそれぞれの児童・生徒に合うかどうかを事前に吟味し、合うと判断された児童・生徒に対して、眞知子農園の活動を紹介しています。その結果、児童・生徒本人が参加を希望した場合に、教育支援センターのスタッフが眞知子農園に引率して行くこととなりますが、参加の前に、その児童・生徒について配慮が必要なことについて眞知子農園と教育支援センターが予め十分協議します。児童・生徒が眞知子農園の活動に参加してからも、はじめは教育支援センターのスタッフが一緒に眞知子農園での活動に参加し、児童・生徒の様子を確認し、改めて配慮が必要が出てきた場合は、眞知子農園と協議して対応しています。このような取組を通じて、それぞれの児童・生徒が次第に眞知子農園での活動に慣れ、進んで参加できるよう、丁寧な橋渡しを行っています。
- ・児童・生徒が継続して活動に参加するためには、学校が、その児童・生徒の眞知子農園での活動を

学校教育の一環として位置づけ、主体的に関与することが重要となります。教育支援センターでは、児童・生徒の眞知子農園における活動状況を教員による見学等によって学校に把握してもらうなど、学校が主体的に関与するよう、働きかけを行っています。

■ 児童・生徒の受入れ先に必要なもの

- ・教育支援センターの通所生の受入れ先としては、眞知子農園の他に、アニマルセラピーを行っている活動、ビニールハウスでいちごを栽培している農園があります。
- ・通所生受入れ先が、支援を必要とする児童・生徒を理解し、必要な配慮を行ってくれることが不可欠です。また、受入れ先と教育支援センターとは、お互いの支援に対する考え方を尊重し、受入れ先に、その独自性を生かした取組を行ってもらうことが重要です。眞知子農園は、教育支援センターの思いを理解してもらいつつ、互いの支援の考えかたを尊重して、連携できる貴重な受入れ先です。

■ 連携に関する安来市としての組織的対応

- ・安来市の体制としては、課横断的に眞知子農園と連携しているというよりも、教育支援センターと福祉課とが、それぞれ個別に連携しているという状況です。義務教育課程中の不登校児童・生徒には教育支援センターが対応し、中学卒業後の子供に対しては福祉課が対応していますが、子供が中学から高校に進学する際に、子供に関する情報についての申し送りや、受入れ先に関する情報交換を、教育支援センターと福祉課の間で行っています。

3. 課題・今後の方針

- ・文部科学省からの通達により、教育支援センターには、センターの通所生以外の児童・生徒も含めた不登校児等への支援のコーディネート機能が期待されています。
- ・不登校の児童・生徒の受入れが可能な先は多い方が良いのですが、受入れ態勢が充実している団体でなければ、児童・生徒を任せることはできません。受入れ先は、支援を要する児童・生徒に対して必要な配慮をきめ細かく行ってくれるところである必要があります。また、学校・教育支援センター・行政といった受入れを依頼する側と、受入れ先との間で、支援に関する考え方を相互に尊重しあえることが重要です。
- ・また、児童・生徒の心理的な安定を考えると、受入れ先がなくなってしまうことは避けなくてはなりません。児童・生徒へのきめ細かい配慮を行うためには、受入れ先の心理的余裕も必要です。そのため、受入れ先の持続的・安定的な運営を支援する必要があると考えています。
- ・眞知子農園に対しては、行政から委託料が出ているものの、金額面でも、用途が限定されている点でも、十分とはいえないと考えています。あまり過大な依頼をしてしまうと眞知子農園側の負担となり、かえって活動の継続性に問題が生じかねないと懸念しており、どこまで依頼してよいかは心配なところ です。